

## 配信課題Ⅲ-4(法規)

© 2018 建築士の塾

※平成30年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※法令集は必ず最新版を使用して下さい。

### 問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 学校(幼保連携型認定こども園を除く。)、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場は、非常用の照明装置の設置に関する規定における「学校等」に該当する。
2. 電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものを、「プログラム」という。
3. 土地に定着する観覧のための工作物で、屋根を有しないものは、「建築物」に該当しない。
4. 特定都市河川浸水被害対策法第8条並びにこの規定に基づく命令及び条例の規定で、建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。

### 問題 2

面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 第一種住居地域内においては、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、原則として、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は算入しない。
2. 建築物の屋上部分(階段室の用途に供する。)で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ であり、かつ、その部分の高さが4mである場合であっても、当該建築物の高さに算入する場合がある。

- 3 建築物の地階(倉庫及び機械室の用途に供する。)で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{5}$ であるものは、当該建築物の階数に算入しない。
4. 建築物の軒の高さを算定する場合における地盤面とは、原則として、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mをこえる場合においては、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

### 問題 3

建築物の用途変更に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないものとする。

1. 建築主は、指定確認検査機関から建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合において、工事完了届については、建築主事に届け出なければならない。
2. 木造、延べ面積400㎡、地上2階建ての一戸建ての住宅の一部の用途を変更して、床面積100㎡の飲食店とする場合においては、確認済証の交付を受ける必要はない。
3. 原動機の出力の合計が3.0kWの空気圧縮機を使用する自動車修理工場において、その建築後に用途地域が変更されたため、原動機の出力の合計が現行の用途地域の規定に適合せず、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものについては、原動機の出力の合計を3.5kWに変更することはできない。
4. 延べ面積500㎡の共同住宅の用途を変更して、寄宿舎とする場合においては、確認済証の交付を受けなければならない。

#### 問題 4

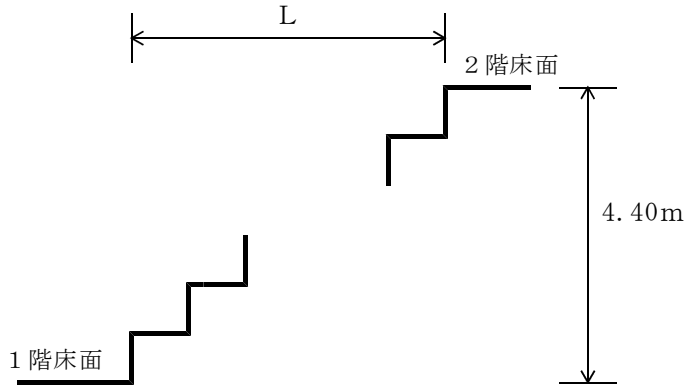
建築基準法第20条の規定が適用される建築物について、「確認申請書に添付する構造詳細図に明示すべき事項」として、建築基準法施行規則上、**誤っている**ものは、次のうちどれか。ただし、「縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法」については、明示されているものとする。

	建築物	構造詳細図に明示すべき事項
1.	補強コンクリートブロック造の建築物	塀の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法
		帳壁の材料の種別及び構造方法
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
2.	鉄骨造の建築物	圧縮材の有効細長比
		構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
3.	鉄筋コンクリート造の建築物	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
		鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ
4.	鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
		鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ

### 問題 5

学校教育法により認可を受けた各種学校の2階建校舎(2階の居室の床面積の合計が $200\text{m}^2$ )に直階段を設ける場合、図のLの値として、建築基準法上、適合する**最小値**は、次のうちどれか。

1. 3.99m
2. 4.20m
3. 4.40m
4. 4.98m



### 問題 6

建築基準法における防火、避難等の規定に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 避難施設等の規定においては、「廊下、避難階段及び出入口」、「排煙設備」、「非常用の照明装置」、「非常用の進入口」、「敷地内の避難上及び消火に必要な通路等」について規定されている。
2. 屋上広場を避難の用に供することができるものとして設けることは、建築物の用途にかかわらず、求められていない。
3. 火災の種類として、「通常の火災」、「屋内において発生する通常の火災」、「建築物の周囲において発生する通常の火災」等を想定した規定が設けられている。
4. 防火区画検証法とは、開口部に設けられる防火設備の火災時における遮炎に関する性能を検証する方法をいう。

## 問題 7

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 耐火建築物の主要構造部は、耐火構造であるか、所定の技術的基準に適合するものであることについて耐火性能検証法により確かめられたものであるか、又は所定の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けたものであることが求められている。
2. 建築物の外部の仕上げに用いる不燃材料及び準不燃材料は、いずれも、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後、それぞれについて定められた時間、燃焼しないものであること及び防火上有害な変形、熔融、き裂その他の損傷を生じないものであることが求められている。
3. 防火性能を有する耐力壁である外壁と準防火性能を有する耐力壁である外壁は、いずれも、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後、それぞれについて定められた時間、構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている。
4. 耐火構造の耐力壁と準耐火構造の耐力壁は、いずれも、通常の火災による火熱がそれぞれについて定められた時間加えられた場合に、加熱終了後も構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている。

## 問題 8

避難施設に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

ただし、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 地上10階建ての建築物の5階以上の階(その主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物で5階以上の階の床面積の合計が100㎡以下である場合を除く。)で、床面積の合計100㎡(共同住宅の住戸にあっては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていない階に通ずる直通階段は、避難階段又は特別避難階段としなければならない。
2. 床面積の合計が1,500㎡を超える物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の各階における避難階段及び特別避難階段の幅の合計は、原則と

して、その直上階以上の階(地階にあっては、当該階以下の階)のうち床面積が最大の階における床面積100㎡につき60cmの割合で計算した数値以上としなければならない。

3. 屋内に設ける避難階段の階段室は、開口部、窓又は出入口の部分を除き、準耐火構造の壁で囲み、階段室の壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造らなければならない。
4. 床面積の合計が1,500㎡を超える地上3階建ての物品販売業を営む店舗で、各階を当該用途に供するものにあつては、各階の売場及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設け、これを避難階段又は特別避難階段としなければならない。

## 問題 9

防火地域及び準防火地域以外の区域内における病院又は診療所に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。

1. 地上3階建てで、3階の部分の床面積が500㎡の病院において、その居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした。
2. 地上2階建てで、2階の部分の床面積が500㎡で2階に患者の収容施設がある診療所において、2階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめたので、内装の制限を受ける調理室等以外の2階の室は難燃材料以外の木材で仕上げた。
3. 地上12階建ての病院において、全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめたので、最上階については、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、その下地を準不燃材料として床面積の合計200㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画した。
4. 延べ面積1,500㎡、地上3階建ての患者の収容施設がない診療所において、耐火建築物及び準耐火建築物に該当しない木造の建築物としたので、準耐火構造で自立する構造の壁によって床面積の合計750㎡ごとに区画した。

## 問題 10

建築設備等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 床面積の合計が80㎡の住戸において、発熱量の合計(密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた設備若しくは器具に係るものを除く。)が9kWの火を使用する器具を設けた床面積12㎡の調理室には、1.2㎡の有効開口面積を有する窓その他の開口部を換気上有効に設けた場合であっても、所定の技術的基準に従って、換気設備を設けなければならない。
2. 高さが31mを超える建築物で、非常用エレベーターを設けていないことにより、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものに増築する場合においては、増築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の $\frac{1}{2}$ を超える場合には、非常用エレベーターを設けなければならない。
3. 延べ面積500㎡の事務所において、開放できる部分の面積の合計が2㎡の窓(天井から下方80cm以内の距離にあるもの)のある床面積120㎡の事務室には、原則として、排煙設備を設けなければならない。
4. エレベーター(所定の特殊な構造又は使用形態のものを除く。)の昇降路の出入口の戸には、かごがその戸の位置に停止していない場合において、昇降路外の人又は物の昇降路内への落下を防止することができるものとして、所定の基準に適合する施錠装置を設けなければならない。

### 問題 1 1

コンクリートの強度等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 設計基準強度が $21\text{N}/\text{mm}^2$ 以下のコンクリートのせん断に対する材料強度は、圧縮に対する材料強度の $\frac{1}{10}$ である。
2. コンクリートの材料強度の算定における設計基準強度の上限の数値は、特定行政庁が規則で定めることができる。
3. 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの四週圧縮強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。
4. コンクリートの短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度は、設計基準強度の $\frac{3}{4}$ である。

### 問題 1 2

建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 限界耐力計算を行う場合、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期（常時及び積雪時）及び短期（積雪時及び暴風時）の各応力度が、それぞれ長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめなければならない。
2. 風圧力は、その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度その他の風の性状に応じて国土交通大臣が定める風速に風力係数を乗じて計算する。
3. 鉄骨造の建築物において、耐久性等関係規定に適合し、かつ、限界耐力計算によって安全性が確かめられた場合、構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮材の有効細長比は、柱にあっては200を超えることができる。
4. 高さが31mを超える建築物において、保有水平耐力計算を行う場合、地上部分について、保有水平耐力が、所定の計算による必要保有水平耐力以上であることを確かめなければならない。



### 問題 1 3

建築物の実況によらないで、柱の垂直荷重による圧縮力を計算する場合、「建築物の条件」と「室の床の積載荷重として採用する数値」との組合せとして、建築基準法に**適合する**ものは、次のうちどれか。

	建築物の条件		室の床の積載荷重として採用する数値(N/m <sup>2</sup> )
	室の種類	柱のささえる床の数	
1.	集会場の集会室 (固定席以外の場合)	2	3,050
2.	教室	3	1,850
3.	百貨店の売場に 連絡する廊下	5	1,950
4.	病院の病室	8	850

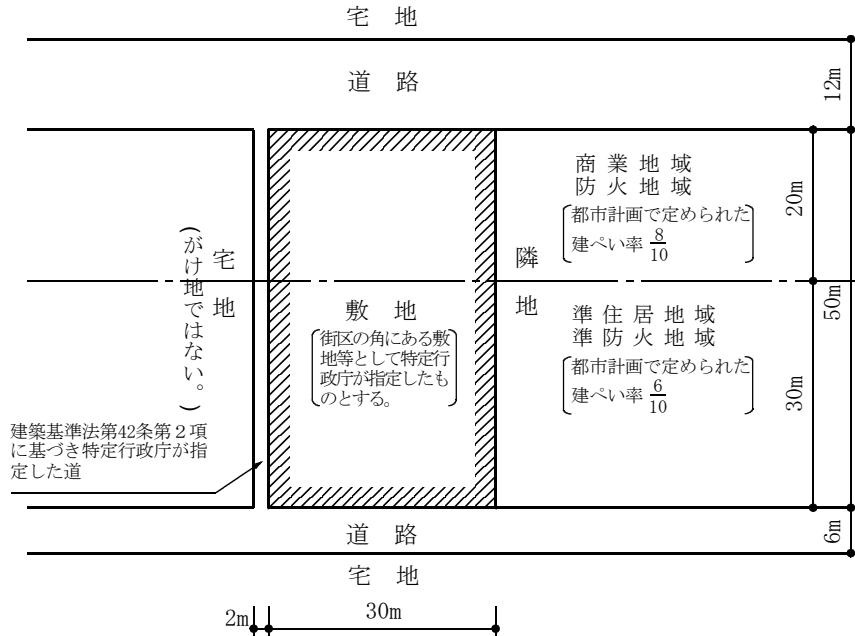
### 問題 1 4

都市計画区域及び準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、特定行政庁による道路幅員に関する区域の指定はないものとする。

1. 自動車のみの交通の用に供する道路に設けられる建築物である給油所は、原則として、特定行政庁の許可を受けなければ建築することができない。
2. 「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」による新設又は変更の事業計画のある幅員 8 m の道路で、3 年後にその事業が執行される予定のものは、建築基準法上の道路ではない。
3. 特定行政庁の許可を受けて道路の上空に渡り廊下を設ける場合においては、その側面には、床面からの高さが 1.4 m 以上の壁を設け、その壁の床面から高さが 1.4 m 以下の部分に設ける開口部は、はめごろし戸としなければならない。
4. 準都市計画区域に編入された際に存在している幅員 4 m の道(地下におけるものを除く。)に 2 m 以上接している敷地には、建築物を建築することができる。

問題 15

図のような敷地において、耐火建築物を新築する場合、建築基準法上、建築することができる**建築面積の最大のもの**は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。

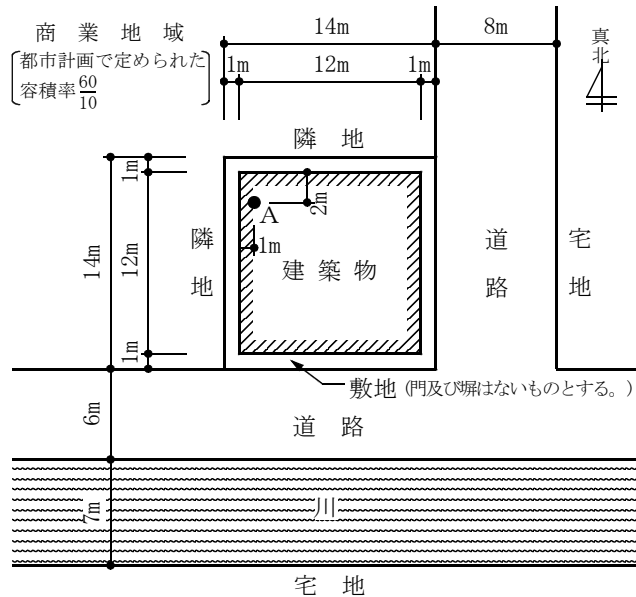


1. 1,410 m<sup>2</sup>
2. 1,363 m<sup>2</sup>
3. 1,320 m<sup>2</sup>
4. 1,276 m<sup>2</sup>

### 問題 16

図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。

1. 41.0m
2. 39.0m
3. 38.5m
4. 37.5m



### 問題 17

都市計画区域内における次の建築物のうち、建築基準法上、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。また、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。

1. 第二種低層住居専用地域内の延べ面積600㎡、高さ5m、平家建ての児童厚生施設
2. 第一種中高層住居専用地域内の延べ面積2,000㎡、地上5階建ての消防署
3. 商業地域内の延べ面積600㎡、地上2階建ての日刊新聞の印刷所
4. 工業地域内の延べ面積3,000㎡、平家建てのゴルフ練習場

## 問題 18

防火地域及び準防火地域内の建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 防火地域内においては、高さが3mの広告用の看板で、建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
2. 建築物が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合において、その建築物が防火地域又は準防火地域外において防火壁で区画されているときは、その防火壁外の部分については、防火地域又は準防火地域内の建築物に関する規定は適用されない。
3. 準防火地域内においては、延べ面積1,200㎡、地上3階建ての建築物(各階の床面積400㎡)で、各階を物品販売業を営む店舗の用途に供するものは、特定避難時間倒壊等防止建築物とすることができる。
4. 準防火地域内においては、延べ面積600㎡、地上3階建ての建築物で、各階を診療所(患者の収容施設がないもの)の用途に供するものは、耐火建築物としなければならない。

## 問題 19

地区計画に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 地区計画の区域内において、建築物の敷地が特定行政庁の指定した予定道路に接するときは、特定行政庁の許可を受けることなく当該予定道路を前面道路とみなして建築物の容積率の規定を適用するものとする。
2. 市町村は、地区計画の区域内において、地区整備計画の内容として定められた建築物の高さの最高限度について、条例による制限として定める場合、地階を除く階数が2である建築物の通常の高さを下回らない数値としなければならない。
3. 市町村は、地区計画の区域内において、地区整備計画の内容として定められた建築物の容積率の最高限度について、条例による制限として定める場合、 $\frac{5}{10}$ 以上の数値としなければならない。
4. 市町村は、地区計画の区域内において、地区整備計画の内容として定められた建築物の敷地面積について、条例による制限として定める場合、当該条例の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

## 問題 20

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築基準法令の規定による指定確認検査機関の処分に不服がある者は、当該処分に係る建築物について建築確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に対して審査請求をすることができる。
2. 建築基準法の規定による許可には、建築物又は建築物の敷地を交通上、安全上、防火上又は衛生上支障がないものとするための条件等を付することができる。

3. 特定行政庁は、市街地に災害のあった場合において都市計画のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から3月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。
4. 建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

## 問題 2 1

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、中央指定登録機関の指定は考慮しないものとする。

1. 設備設計一級建築士は、設備設計以外の設計を含む建築物の設計を行うことができる。
2. 建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、原則として、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明らかにしなければならない。
3. 木造、平家建ての延べ面積450㎡、高さ11m、軒の高さ9mのオーデイトリウムを有する集会場を新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。
4. 構造設計一級建築士は、構造設計一級建築士定期講習を受けたときは、住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の書換え交付を申請することができる。

## 問題 2 2

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 一級建築士は、他の一級建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとする場合で、当該一級建築士の承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。
2. 建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘するとともに、建築主及び建築主事に報告しなければならない。
3. 建築士事務所に属する一級建築士は、建築物の設計又は工事監理の業務に従事しない場合であっても、所定の一級建築士定期講習を受けなければならない。
4. 建築士は、建築物の設計及び工事監理以外の業務に関しても、不誠実な行為をしたときは免許を取り消されることがある。

## 問題 2 3

建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、その建築士事務所の所在地について変更があったときは、2週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
2. 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させることができる。
3. 建築士事務所の開設者は、工事監理を終了したときは、直ちに、工事監理報告書を建築主事に提出しなければならない。
4. 都道府県知事は、建築士事務所の登録の取消をしようとするときは、都道府県建築士審査会の同意を得なければならない。

## 問題 2 4

次の記述のうち、都市計画法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。
2. 規模が1.2haの野球場の建設のための土地の区画形質の変更は、建築物の建築をともなわない場合であっても、原則として、「開発行為」である。
3. 都市計画区域について、都道府県は、都市計画に、文化財保護法の規定による「伝統的建造物群保存地区」を定めることができる。
4. 準都市計画区域については、都市計画に、「高度地区」を定めることができる。

## 問題 2 5

次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵及び取扱いは行わないものとする。

1. 主要構造部を耐火構造とし、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした延べ面積2,100㎡、地上2階建ての展示場については、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
2. 天井の高さ12m、延べ面積700㎡のラック式倉庫については、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。
3. 小学校は、消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の際、現に存する建築物であっても、新築の場合と同様に消防用設備等の規定が適用される「特定防火対象物」である。
4. 物品販売業を営む店舗と共同住宅とが開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなされる。



## 問題 26

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の用途を変更して博物館としようとする場合、当該用途の変更に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上となるものにあつては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段は、原則として、回り階段でないものでなければならない。
2. 床面積の合計が2,000㎡以上のホテルで、客室の総数が50以上のものを新築する場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室を1以上設けなければならない。
3. 認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる部分については、認定特定建築物の延べ面積の $\frac{1}{5}$ を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積には算入しないものとする。
4. 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の幅は、120cm以上でなければならない。

## 問題 27

住宅に関する次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約においては、住宅の構造耐力上主要な部分等について、引き渡した時から10年間の<sup>かし</sup>瑕疵担保責任を義務づけており、これに反する特約で注文者又は買主に不利なものは無効とされる。
2. 「特定住宅<sup>かし</sup>瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、新築住宅の建設工事の請負人である建設業者又は売主である宅地建物取引業者は、原則として、<sup>かし</sup>瑕疵担保保証金の供託又は<sup>かし</sup>瑕疵担保責任保険契約の締結のいずれかを行わなければならない。

3. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁は、長期優良住宅建築等計画の認定の申請があった場合において、構造及び設備、規模、地域における居住環境の維持及び向上、建築後の維持保全の方法等について、所定の基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
4. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定の申請をしようとする場合には、あらかじめ、建築基準法に基づく確認済証の交付を受けなければならない。

## 問題 28

次の記述のうち、建築基準法又は建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 二級建築士が設計できる用途、構造、規模の建築物については、限界耐力計算により構造設計を行う場合であっても、構造設計一級建築士の関与は義務づけられていない。
2. 既存建築物の大規模の修繕に係る構造設計については、建築物の規模や修繕の内容にかかわらず、構造設計一級建築士の関与は義務づけられていない。
3. 工事監理については、階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物であっても、設備設計一級建築士の関与は義務づけられていない。
4. 設備設計一級建築士は、その関与が義務づけられた建築物について、設備設計一級建築士以外の一級建築士が行った設備設計が設備関係規定に適合するかどうかの確認を、他人の求めに応じ報酬を得て業として行う場合には、一級建築士事務所の登録を受けなければならない。

## 問題 29

契約に関する次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建築士法」に基づき、建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理の業務の受託契約を建築主と締結しようとする場合において、あらかじめ、管理建築士等をして、所定の事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。
2. 「宅地建物取引業法」に基づき、宅地建物取引業者は、建物の売買の相手方に対して、その契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、所定の事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。
3. 「建設業法」に基づき、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、原則として、所定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
4. 「建築士法」に基づき、建築士事務所の開設者は、他の建築士事務所の開設者から設計又は工事監理以外の業務を受託する場合には、契約締結後、遅滞なく、所定の事項を記載した書面を交付しなければならない。

### 問題 30

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「屋外広告物法」に基づき、都道府県は、第一種中高層住居専用地域について、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。
2. 「駐車場法」に基づき、地方公共団体は、商業地域内において、延べ面積が2,000㎡以上で条例で定める規模以上の建築物を新築しようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。
3. 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は、自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において、スーパーマーケット等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。
4. 「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」に基づき、航空機騒音障害防止特別地区内においては、所定の防音上有効な構造とすることにより、同法による都道府県知事の許可を受けずに高等学校を新築することができる。